

情報化推進協議会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 情報化の進展が著しい社会状況において、学校教育においても情報化社会に主体的に対応できる子どもの育成が課題となっている。また、校務等の効率化を図るための情報機器の普及、個人情報保護等を含めた情報モラルの育成が求められている。このような状況の中で、今後の教育の情報化の推進や情報化対応のための環境・基盤づくり等について、幅広い、長期的な視野に立って研究協議する。また、ホームページの適正かつ円滑な利用及びネットワークの適正な運用を促進するため、情報化推進協議会（以下「推進協議会」という）を組織する。

(組織)

第2条 推進協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 小・中・特別支援・高等学校校長会代表
- (2) 小・中・特別支援・高等学校代表
- (3) 川崎市総合教育センター職員
- (4) 教育委員会事務局学校教育部等職員
- (5) その他

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、途中で委員に欠員が生じた場合、補充することができる。補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会事務局学校教育部長をもって充てる。
- 3 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、川崎市総合教育センター所長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進協議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 必要に応じて推進協議会に学識経験者の参加を求め、意見を得ることができる。

(小委員会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、推進協議会に小委員会をおくことができる。

- 2 小委員会の構成その他必要事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会において必要な事項は、委員長が推進協議会に諮って定める。

附 則

次に掲げる要綱、要項は廃止する。

(1)「情報化推進協議会」設置及び運営要綱（平成2年10月19日施行）

(2)「ネットワーク適正利用促進委員会実施要項」（平成13年5月1日実施）

附 則

この要綱は、平成4年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。